



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

964	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請	(環境管理課)..... 1
965	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課)..... 3
966	地方卸売市場の認定	(食品流通課)..... 3
967	〃	(〃)..... 4
968	〃	(〃)..... 4
969	〃	(〃)..... 4
970	〃	(〃)..... 5
971	保安林の指定の解除	(森林整備課)..... 5
972	保安林の指定予定の通知	(〃)..... 5
973	保安林の指定施業要件変更予定	(〃)..... 6
974	〃	(〃)..... 6
975	〃	(〃)..... 6
976	〃	(〃)..... 7
977	〃	(〃)..... 7
978	〃	(〃)..... 8
979	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)..... 8

告 示

和歌山県告示第964号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和2年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名
住所 和歌山県和歌山市南汀丁8番地
氏名又は名称 セイカ株式会社 代表取締役社長 竹田純久
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
所在地 和歌山県海南市藤白758-73
名称 セイカ株式会社 海南工場
- (3) 特定施設に関する事項
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和2年7月14日から同年8月3日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南市くらし部環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始予定年月日	1日当たりの使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
					区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)
第46号 ろ過乾燥機	1	ろ過面積3.14 m ²	許可後	— (不定期)	通常	4	7.5	3,000	3,000	5	3	<0.001	<0.5	0
					最大	4	7.5	5,000	5,000	10	5	<0.001	<0.5	3,000

別表2

種類及び形式	構造	主要寸法 (m)	能力 (m ³ /日)	汚水等の処理方式	使用開始予定年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態												
						区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)	ダイオキシシン類 (pg-TEQ/L)		
排水処理施設	SS、ゴムライニング、ろ過器、樹脂貯槽	W51.9 × L125 × H11.9	3,400	中和、固液分離、エアリング、活性炭処理、最終ろ過施設、活性汚泥処理	既設		通常	処理前	1,464	13	60	180	66.5	60	20	<0.5	<3,000	15
								処理後	2,490	6.8-8.0	<40	6	5	3	0.2	<0.5	<3,000	<2.5
							最大	処理前	1,654	13	60	200	79.1	100	40	<0.5	<3,000	15
								処理後	2,680	6.8-8.0	<60	10	8	5	2	<0.5	<3,000	5

別表3

排水口名	排出水の量及び汚染状態									
	区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)

No. 1排水口	通常	3,200	6.8- 8.0	<40	6	5	3	0.2	<0.5	<3,000	<2.5
	最大	3,400	6.8- 8.0	<60	10	8	5	2	<0.5	<3,000	5
No. 2排水口	通常	15	6.8- 8.0	<40	10	8	50	7	<0.5	<3,000	<2.5
	最大	20	6.8- 8.0	<60	10	10	50	7	<0.5	<3,000	5

和歌山県告示第965号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和2年8月3日まで縦覧に供する。

令和2年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

令和2年7月2日

2 名称

特定非営利活動法人よつ葉福祉会

3 代表者の氏名

井端智子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野677番1

5 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人など、福祉的課題のある人に対して、地域の潜在的ニーズを発見し、ニーズの変化を知り、新しいニーズに応え、人と社会の変革という私たちに課せられた使命を、私たち自身の変革を通して、社会の問題に貢献していくことを目的とする。

和歌山県告示第966号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定に基づき次のとおり地方卸売市場の認定をしたので、告示する。

令和2年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 開設者の名称及び住所

(1) 名称 海南青果物企業協同組合

(2) 住所 海南市名高206番地

2 地方卸売市場の名称

丸共海南地方卸売市場

3 地方卸売市場の位置及び取扱品目

(1) 位置 海南市名高206番地

(2) 取扱品目 青果物及び花き

4 認定年月日

令和2年7月6日

和歌山県告示第967号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定に基づき次のとおり地方卸売市場の認定をしたので、告示する。

令和2年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 開設者の名称及び住所
 - (1) 名称 紀州日高漁業協同組合
 - (2) 住所 御坊市塩屋町南塩屋450番地4
- 2 地方卸売市場の名称
御坊市地方卸売市場
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目
 - (1) 位置 御坊市塩屋町南塩屋450番地4
 - (2) 取扱品目 水産物
- 4 認定年月日
令和2年7月6日

和歌山県告示第968号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定に基づき次のとおり地方卸売市場の認定をしたので、告示する。

令和2年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 開設者の名称及び住所
 - (1) 名称 株式会社有田中央青果卸売市場
 - (2) 住所 有田郡広川町大字広427番地
- 2 地方卸売市場の名称
有田地方卸売市場
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目
 - (1) 位置 有田郡広川町大字広427番地
 - (2) 取扱品目 青果物及び花き
- 4 認定年月日
令和2年7月6日

和歌山県告示第969号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定に基づき次のとおり地方卸売市場の認定をしたので、告示する。

令和2年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 開設者の名称及び住所
 - (1) 名称 紀州日高漁業協同組合
 - (2) 住所 御坊市塩屋町南塩屋450番地4
- 2 地方卸売市場の名称
印南町地方卸売市場
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目
 - (1) 位置 日高郡印南町大字印南4484番地の15

(2) 取扱品目 水産物

4 認定年月日

令和2年7月6日

和歌山県告示第970号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定に基づき次のとおり地方卸売市場の認定をしたので、告示する。

令和2年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 開設者の名称及び住所

(1) 名称 紀州日高漁業協同組合

(2) 住所 御坊市塩屋町南塩屋450番地4

2 地方卸売市場の名称

みなべ町地方卸売市場

3 地方卸売市場の位置及び取扱品目

(1) 位置

ア 日高郡みなべ町堺627番地の6

イ 日高郡みなべ町埴田1773番地

(2) 取扱品目

ア、イとも水産物

4 認定年月日

令和2年7月6日

和歌山県告示第971号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除に係る保安林の所在場所 東牟婁郡串本町鬮野川字寄地593の9、593の10

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第972号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町渡瀬字大平立道下モ316

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

田辺市本宮町渡瀬字大平立道下モ316（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第973号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第974号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第975号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第976号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第977号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第978号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第979号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

高橋川左支溪（3-203-2-047）、隅田川右支溪（3-203-2-052）、隅田川右支溪（3-203-2-053）、高橋川左支溪（3-203-3-015）、高橋川左支溪（1-203-2-902）、土居谷（3-203-1-042）、紀ノ川左支溪（3-203-2-062）、田原川右支溪（3-342-1-010）、田原川左支溪（3-342-2-020）、田原川右支溪（3-342-1-007）、田原川右支溪（3-342-1-009）、田原川右支溪（3-342-2-009）、田原川右支溪（3-342-2-010）、紀ノ川左支溪（3-203-1-047）、紀ノ川左支溪（3-203-2-064-1）、紀ノ川左支溪（3-203-2-064-2）、紀ノ川左支溪（3-203-1-043）、紀ノ川左支溪（3-203-1-044）、西谷川（3-203-1-045）、紀ノ川左支溪（3-203-1-046）、紀ノ川左支溪（3-203-2-063）、去年川左支溪（3-203-1-039）、紀ノ

川左支溪(3-203-1-040)、紀ノ川左支溪(3-203-1-041)、紀ノ川左支溪(3-203-3-021)、戸西谷川(3-203-1-036)、井戸谷川(3-203-1-059)、去年川右支溪(3-203-2-060)、去年川左支溪(3-203-2-061)、丹生川右支溪(3-203-2-074)、湍之川左支溪(3-203-1-048)、湍之川左支溪(3-203-1-049)、湍之川左支溪(3-203-1-050)、湍之川左支溪(3-203-2-065)、湍之川左支溪(3-203-2-066)、下垣内谷(3-203-1-038)、紀ノ川左支溪(3-203-2-069)、紀ノ川左支溪(3-203-1-055)、塩谷川(3-203-1-057)、紀ノ川左支溪(3-203-1-058)、紀ノ川左支溪(3-203-2-072)、大谷川左支溪(3-203-1-052)、橋本川右支溪(3-203-1-007)、橋本川左支溪(3-203-1-030)、市脇川左支溪(3-203-1-006)、市脇川右支溪(3-203-2-012)、市脇川右支溪(3-203-2-013)、東谷川左支溪(3-203-3-013)、山内(I-36)、隅田町山内1(I-3009)、隅田町山内2(I-3015)、隅田町山内3(II-47)、隅田町山内4(II-48)、隅田町山内5(II-49)、隅田町山内6(II-50)、隅田町山内8(II-55)、隅田町山内10(II-69)、隅田町山内29(II-78)、隅田町山内11(II-79)、隅田町山内12(II-80)、隅田町山内13(II-92)、隅田町山内14(II-97)、隅田町山内15(II-104)、隅田町山内18(II-107)、隅田町山内19(II-108)、隅田町山内20(II-109)、隅田町山内21(II-110)、隅田町山内23(II-367)、隅田町山内24(III-25)、隅田町山内25(III-26)、隅田町山内(101)(II-10116)、隅田町山内(103)(II-10118)、隅田町山内(105)(II-10120)、隅田町山内(106)(II-10121)、隅田町山内(107)(II-10122)、隅田町山内(108)(II-10123)、隅田町山内(109)(II-10124)、隅田町山内(111)(II-10126)、中道2(II-247)、中道3(II-248)、中道4(II-249)、中道5(II-250)、中道6(II-251)、横座2(II-260)、横座3(II-261)、横座4(II-262)、横座5(II-263)、横座6(II-265)、横座7(II-270)、横座8(II-271)、横座9(II-272)、横座10(II-273)、横座11(II-274)、横座12(II-275)、横座13(II-276)、横座14(II-277)、横座15(II-287)、横座16(II-308)、中道1(II-238)、横座(101)(II-10408)、横座(102)(II-10409)、中道(101)(II-10410)、中道(102)(II-10411)、名古屋3(I-49)、浦の段(I-53)、城ノ越(I-2208)、大野10(I-3106)、名古屋1(I-3112)、高野口町名古屋(101)(I-10039)、名古屋4(II-856)、名古屋2(II-857)、名古屋6(II-867)、高野口町名古屋(102)(II-10308)、高野口町名古屋(103)(II-10309)、名古屋7(III-249)、名倉(I-54)、名倉7(I-3107)、名倉1(I-3110)、名倉2(I-3111)、名倉3(II-862)、名倉4(II-868)、高野口町名倉(101)(II-10310)、高野口町名倉(102)(II-10311)、高野口町名倉(103)(II-10312)、横座1(II-255)、向副1(II-256)、向副2(II-258)、向副3(II-259)、向副4(III-80)、向副6(III-82)、向副7(III-83)、向副(101)(II-10412)、向副(102)(II-10413)、向副(103)(II-10414)、向副(104)(II-10415)、向副(105)(II-10416)、向副(106)(II-10417)、上田1(I-3046)、上田2(I-3047)、上田3(I-3072)、上田4(II-252)、上田5(II-253)、上田6(II-254)、上田7(II-257)、上田9(III-85)、上田10(III-86)、上田(101)(II-10418)、上田(102)(II-10419)、上田(103)(II-10420)、上田(105)(II-10422)、上田(106)(II-10423)、上田(107)(II-10424)、赤塚1(II-235)、赤塚3(II-237)、赤塚4(II-239)、赤塚5(II-240)、赤塚6(II-241)、赤塚7(II-242)、赤塚8(II-243)、赤塚10(II-246)、赤塚12(III-90)、彦谷1(I-3058)、北宿1(I-3059)、南宿(101)(I-10032)、彦谷(101)(I-10033)、須河(101)(I-10034)、須河(102)(I-10035)、須河1(II-278)、須河2(II-279)、須河3(II-280)、須河4(II-281)、須河5(II-282)、須河6(II-283)、須河7(II-284)、須河8(II-285)、須河9(II-286)、須河10(II-348)、彦谷2(II-349)、彦谷3(II-350)、彦谷4(II-351)、彦谷6(II-353)、彦谷7(II-354)、谷奥深1(II-355)、谷奥深2(II-356)、谷奥深3(II-357)、谷奥深4(II-358)、谷奥深5(II-359)、谷奥深6(II-360)、彦谷8(II-361)、彦谷9(II-362)、彦谷(102)(II-10291)、彦谷(103)(II-10292)、彦谷(104)(II-10293)、須河(103)(II-10294)、須河(105)(II-10296)、須河(106)(II-10297)、須河(107)(II-10298)、賢堂1(I-3048)、西畑1(I-3057)、西畑(107)(I-10046)、賢堂2(II-266)、賢堂3(II-268)、賢堂4(II-269)、賢堂5(II-288)、西畑2(II-30

2)、西畑3(Ⅱ-303)、西畑4(Ⅱ-311)、西畑5(Ⅱ-312)、西畑6(Ⅱ-313)、西畑7(Ⅱ-314)、西畑8(Ⅱ-315)、西畑9(Ⅱ-316)、西畑10(Ⅱ-317)、西畑11(Ⅱ-319)、西畑12(Ⅱ-320)、西畑13(Ⅱ-322)、西畑14(Ⅱ-323)、西畑15(Ⅱ-324)、西畑16(Ⅱ-325)、西畑17(Ⅱ-326)、西畑18(Ⅱ-341)、西畑19(Ⅱ-342)、西畑20(Ⅱ-346)、西畑21(Ⅱ-380)、賢堂(101)(Ⅱ-10357)、賢堂(102)(Ⅱ-10358)、賢堂(103)(Ⅱ-10359)、西畑(101)(Ⅱ-10360)、西畑(102)(Ⅱ-10361)、西畑(103)(Ⅱ-10362)、西畑(104)(Ⅱ-10363)、西畑(105)(Ⅱ-10364)、西畑(106)(Ⅱ-10365)、賢堂6(Ⅲ-79)、恋野1(Ⅱ-224)、恋野2(Ⅱ-225)、恋野3(Ⅱ-226)、恋野4(Ⅱ-227)、恋野5(Ⅱ-228)、恋野6(Ⅱ-229)、恋野7(Ⅱ-230)、恋野8(Ⅱ-231)、恋野10(Ⅱ-233)、恋野11(Ⅱ-234)、恋野14(Ⅲ-92)、恋野15(Ⅲ-93)、恋野18(Ⅲ-96)、恋野19(Ⅲ-97)、恋野21(Ⅲ-99)、恋野22(Ⅲ-100)、恋野(101)(Ⅱ-10427)、恋野(102)(Ⅱ-10428)、恋野(103)(Ⅱ-10429)、恋野(104)(Ⅱ-10430)、恋野(105)(Ⅱ-10431)、恋野(106)(Ⅱ-10432)、恋野(107)(Ⅱ-10433)、恋野(108)(Ⅱ-10434)、恋野(109)(Ⅱ-10435)、只野(I-34)、只野1(Ⅱ-264)、只野(101)(Ⅱ-10436)、只野(102)(Ⅱ-10437)、清水25(I-29)、清水1(I-3049)、清水2(I-3050)、清水3(Ⅱ-267)、清水5(Ⅱ-290)、清水6(Ⅱ-291)、清水7(Ⅱ-292)、清水8(Ⅱ-293)、清水9(Ⅱ-294)、清水10(Ⅱ-295)、清水12(Ⅱ-297)、清水14(Ⅱ-304)、清水15(Ⅱ-305)、清水16(Ⅱ-306)、清水17(Ⅱ-307)、清水18(Ⅱ-309)、清水19(Ⅱ-310)、清水20(Ⅱ-321)、清水23(Ⅲ-77)、清水24(Ⅲ-78)、清水(101)(Ⅱ-10453)、清水(102)(Ⅱ-10454)、学文路1(I-3053)、学文路2(I-3054)、学文路3(I-3055)、学文路4(I-3056)、学文路5(Ⅱ-327)、学文路6(Ⅱ-328)、学文路7(Ⅱ-329)、学文路8(Ⅱ-330)、学文路9(Ⅱ-331)、学文路10(Ⅱ-332)、学文路11(Ⅱ-333)、学文路12(Ⅱ-334)、学文路13(Ⅱ-335)、学文路14(Ⅱ-336)、学文路15(Ⅱ-337)、学文路16(Ⅱ-338)、学文路17(Ⅱ-339)、学文路19(Ⅱ-343)、学文路20(Ⅱ-344)、学文路21(Ⅱ-345)、学文路23(Ⅱ-379)、学文路(102)(I-10049)、学文路(103)(I-10050)、学文路(101)(Ⅱ-10445)、学文路(104)(Ⅱ-10448)、学文路(105)(Ⅱ-10449)、南馬場1(I-3051)、南馬場2(I-3052)、南馬場3(Ⅱ-299)、南馬場5(Ⅱ-301)、南馬場6(Ⅱ-318)、南馬場(101)(Ⅱ-10450)、南馬場(102)(Ⅱ-10451)、東家二丁目1(I-2125)、東家1(I-3042)、東家三丁目1(I-3043)、東家2(Ⅱ-199)、東家3(Ⅱ-200)、東家4(Ⅱ-201)、東家6(Ⅱ-216)、東家5(Ⅱ-217)、古佐田四丁目1(I-3044)、古佐田1(Ⅱ-197)、古佐田四丁目3(Ⅱ-198)、古佐田三丁目1(Ⅱ-220)、市脇1(Ⅱ-169)、市脇2(Ⅱ-173)、市脇3(Ⅱ-183)、市脇一丁目1(Ⅱ-218)、市脇一丁目2(Ⅱ-375)、市脇(101)(Ⅱ-10462)、市脇(102)(Ⅱ-10463)、市脇(103)(Ⅱ-10464)、妻(I-27)、妻1(Ⅱ-185)、妻2(Ⅱ-196)、妻一丁目1(Ⅱ-221)、原田(101)(I-10051)、神野々(102)(I-10053)、神野々(103)(Ⅱ-10465)、神野々(104)(Ⅱ-10466)、神野々(105)(Ⅱ-10467)、神野々(106)(Ⅱ-10468)、小原田(101)(Ⅱ-10469)、小原田(102)(Ⅱ-10470)、小原田(103)(Ⅱ-10471)、小原田(104)(Ⅱ-10472)、小原田(105)(Ⅱ-10473)、野(101)(Ⅱ-10474)、野(102)(Ⅱ-10475)、野(103)(Ⅱ-10476)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流、地滑り及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

田原川右支溪（3-342-1-011）、田原川左支溪（3-342-3-010）、紀ノ川左支溪（3-203-1-056）、大谷川左支溪（3-203-1-053）、柱本（500）、吉原、田原（557）、隅田町山内7（Ⅱ-54）、隅田町山内9（Ⅱ-68）、隅田町山内16（Ⅱ-105）、隅田町山内（102）（Ⅱ-10117）、隅田町山内（104）（Ⅱ-10119）、隅田町山内（110）（Ⅱ-10125）、名古曾尾崎（Ⅰ-38）、名古曾（Ⅰ-52）、高野口町名倉（104）（Ⅱ-10313）、上田（104）（Ⅱ-10421）、赤塚2（Ⅱ-236）、須河（104）（Ⅱ-10295）、西畑22（Ⅲ-76）、清水4（Ⅱ-289）、学文路22（Ⅱ-378）、東家（Ⅰ-26）、古佐田四丁目2（Ⅰ-3045）、神野々（101）（Ⅰ-10052）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。）